

令和3年兵庫県立大学大学院情報科学研究科規程第9号  
兵庫県立大学大学院情報科学研究科機種選定委員会規程

(趣旨)

第1条 この規定は、兵庫県立大学大学院情報科学研究科で購入する物品等の機種選定事務の適正を図るために設置する情報科学研究科機種選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、兵庫県公立大学法人が別途定める重要物品又は総額200万円以上の物品の購入又は借上げをしようとする場合、その機種の選定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 情報科学研究科長(以下「研究科長」という。)
  - (2) 情報科学研究科の教授、准教授から研究科長が指名する者 5名程度
- 2 研究科長は、必要と認めた場合は、第三者に委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第2項に定める委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号及び第2項に定める委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員長が必要と認めるときは、関係教職員その他議事に関係のある者から、

意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員会の会議に出席した者は、議事の経過を漏らしてはならない。

(議事の記録)

第8条 委員会の審議の概要は、議事録に記録しておかなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。